

表 彰 規 定

(趣旨)

- 1 PTA 本来の目的・活動に即して優秀な実績をあげている PTA を表彰し、PTA の健全な育成発展に資することを目的とする。

(被表彰者)

- 2 被表彰者は個人または団体とする。個人とは過去に市 PTA 協議会の理事であった者、または現在会員である者を原則とし、団体とは小・中学校の単位 PTA またはこれにかわる団体をいう。

(表彰の方法)

- 3 表彰は表彰状の授与または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈与またはその他の待遇をすることができる。
- 4 表彰は原則として年次総会においてこれを行う。
- 5 被表彰者の決定は選考委員会において審議し、常任理事会がこれを行う。
- 6 選考委員会の委員は会長がこれを委嘱する。
- 7 個人の表彰は、次の事項に該当する者について行う。
 - (1) 子どもの福祉増進に努力し、顕著な成果をあげ、会長及び学校長が推薦した者(任意申請)については表彰する。
 - (2) 特に市 P に功績顕著な者については、特別に表彰することができる。
- 8 団体の表彰は次の二項の一に該当するものについて行う。
 - (1) 会の組織・運営及び活動が優秀な団体であること。
 - (2) 本協議会の研究委嘱を受け、成果をあげた団体であること。

(被表彰者の処遇)

- 9 被表彰者は本協議会表彰の席に招待し、その旅費を負担する。ただし懇親会費は関係 PTA の負担とする。

(表彰者手続き)

- 10 個人または団体が表彰を希望する場合は、所定の申請書に必要な資料(表彰に参考となる資料)を添付し単位 PTA の会長または学校長が本協議会に申請しなければならない。
- 11 上部団体その他表彰候補者または団体は前 10 項に基づいて常任理事会が選考し、本協議会長が申請する。
- 12 上部団体以外の表彰については、本協議会が推薦し、教育委員会の選考申請にゆだねる。

(善行表彰)

- 13 単位 PTA 会員及び児童・生徒、または P T A 会長理事が推薦するもので、次に掲げる事項について特に顕著な善行があった場合は、常任理事会の議を経て表彰することができる。(任意申請)
 - (1) 障がい者・傷病者・老人・留守家庭の子ども等の世話
 - (2) 地域環境の美化・浄化
 - (3) 人命救助
 - (4) 交通その他安全に関する指導及び活動
 - (5) その他

(適用)

- 14 この規定は昭和 47 年 3 月 1 日から適用する。
 - (1) この規定の一部を改正し、昭和 50 年 3 月 1 日から適用する。
 - (2) この規定の一部を改正し、昭和 56 年 3 月 1 日から適用する。
 - (3) この規定の一部を改正し、平成 6 年 1 月 14 日から適用する。
 - (4) この規定の一部を改正し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
 - (5) この規定の一部を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
 - (6) この規定の一部を改正し、平成 22 年 5 月 7 日から適用する。